

再生利用業個別指定の申請書類、留意事項等について

①申請に必要な書類

- ・ 様式第20号
- ・ 添付書類として下記に示すもの
 - (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (3) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (4) 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (5) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (7) 申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (8) 申請者が法第7条第5号第4号イからヌに該当しない旨を記載した書類（様式第14号の2）
 - (9) 事務所及び事業場付近の見取図
 - (10) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

②審査基準

<再生輸送業>

- ア 再生利用されることが確実な産業廃棄物について、その排出事業者から再生輸送の委託を受ける者であること。
- イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条各号に掲げる基準（飛散、流出、悪臭を生じさせない運搬施設の所持、業務遂行能力、経理的基礎等）に適合すること。
- ウ 再生輸送により生活環境保全上の支障が生じないこと。
- エ 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

<再生活用業>

- ア 対象産業廃棄物について、その排出事業者から処分の委託を受ける者であること。
- イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第10条の5各号に掲げる基準（処分に適した施設の所持、業務遂行能力、経理的基礎等）に適合すること。
- ウ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- エ 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- オ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- カ 再生活用により生活環境保全上の支障が生じないこと。
- キ 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

③その他留意事項

(1) 産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請

産業廃棄物再生利用業個別指定を受けた者は、その指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書(様式第22号)を知事に提供しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。申請時には現有の指定証も提出する。

(2) 産業廃棄物再生利用業個別指定変更届

再生利用業個別指定業者は、その指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更をした日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定変更届出書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

※再生利用業個別指定業者が、申請箇所以外の現場で、新規指定申請時と同様の内容(再生利用する産業廃棄物の種類、再生利用の方法)で事業を行う場合には、新たに再生利用業個別指定申請を行う必要はなく、変更届の手続を行えばよい。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力
- (4) 再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
- (5) 再生利用の方法
- (6) 再生利用に係る取引の計画
- (7) 事業開始の予定年月日

(3) 産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届

再生利用業個別指定業者がその指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業個別指定廃止届出書(様式第24号)を知事に提出しなければならない。現有の指定証も提出する。有効期限が切れた後に、同じ事業内容で、再生利用業個別指定を継続して受ける場合は提出不要である。

(4) 産業廃棄物再生利用実績報告

再生利用業個別指定業者は、有効期間の満了日の属する月の翌月末までに、その指定に係る産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の実績を、産業廃棄物再生利用実績報告書(様式第25号)により知事に提出しなければならない。

以上の手続きは、各手続きに係る事業所を所管する保健所にて行います